

入札説明書

この入札説明書は、本件業務に関し、関係法令及び本件業務に係る公告に定めるもののほか、条件付一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

第1 入札に付する事項

- 1 業務名
地域レジリエンス強化のためのZEV導入加速化事業費補助金(物価高騰対応重点支援)事務局運営業務
- 2 主な業務内容
地域レジリエンス強化のためのZEV導入加速化事業費補助金(物価高騰対応重点支援)事務局運営業務仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり
- 3 業務委託期間
契約締結日から令和9年2月26日まで

第2 入札参加者に必要な資格

- 1 必要な資格
 - (1) 徳島県内に本店、本部又は支店、支部等を有していること
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
 - (3) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者
 - (4) 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者
 - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
 - (6) 徳島県内の官公庁において、類似の事務処理業務において業務完了実績を有する者(過去5年以内のものに限る。)又は現に業務を実施しており、業務完了の見込みがあると認められる者
 - (7) プライバシーマーク及びISO27001(ISMS)を取得(更新手続き中を含む)していること
- 2 資格審査の申請の方法
 - ① この入札に参加を希望する者は、条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び、入札参加資格確認資料を次に定めるところにより持参のうえ、提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - ② 提出期間
令和8年3月19日(木曜日)から同年4月2日(木曜日)まで(徳島県の休日を定める条例(平成元年徳島県第3号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - ③ 提出場所
徳島県生活環境部サステナブル社会推進課脱炭素推進担当
住 所 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電話番号 (088)621-2260
ファクシミリ (088)621-2845
電子メール sustainablesakai@pref.tokushima.lg.jp
 - ④ 提出方法
持参
 - ⑤ 参加資格の確認及び通知
ア 提出期間内に条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)及び、入札参加資格確認資料を提出しない者又は入札参加資格に係る確認の結果、参加資格が認められない者は入札に参加することができない。
なお、入札参加資格の確認に係る参加資格確認基準は、「1 必要な資格」によるものとする。ただし、(6)に規定する基準のうち、資格審査の申請時点で業務完了実績がなく、現に業務を実施している者については、委託元の官公庁に業務の実施状況を確認することがある。
イ 入札参加資格の確認の結果は、令和8年4月3日(金曜日)までに書面により通知する。

第3 入札説明書及び仕様書について

徳島県ホームページからダウンロードすること。

第4 入札についての問合せ方法等

(1) この入札についての問合せ先

徳島県生活環境部サステナブル社会推進課脱炭素推進担当

住 所 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電話番号 (088) 621-2260

ファクシミリ (088) 621-2845

電子メール sustainablesakai@pref.tokushima.lg.jp

(2) 問合せ方法

質問様式により、電子メールで提出すること（電話、ファクシミリ等による問い合わせは不可）。

(3) 受付期間

令和8年3月19日（木曜日）から同年3月31日（火曜日）午後5時までとする。

(4) 回答の方法

問合せに対する回答は、令和8年4月1日（水曜日）午後5時までに徳島県ホームページにおける本件の入札公告記事にて随時掲示するものとする。

第5 入札手続等

(1) 入札及び開札執行の日時及び場所

① 日時

令和8年4月6日（月曜日） 午前10時00分

② 場所

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県庁4階 4A会議室

③ 入札書の提出方法

持参

(2) 入札の方法等

① 入札書の作成、提出等

入札書は、所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

ア 入札書には、入札金額、入札案件、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

イ 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。

ウ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。代金の見積もりに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札参加者は、入札案件、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。

この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

オ 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。

(ア) 入札参加者は、住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)を記載すること。

(イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)並びに代理人の住所、

氏名を記載すること。

カ 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

② 再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ① 第2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札
- ② 記名のない入札
- ③ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札
 - ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。
 - イ 金額をアラビア数字以外で記載し、または訂正したもの。
 - ウ 「入札案件」で案件名の記載のないものまたは記載を誤ったもの。
 - エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。
- ④ 同一事項に対してした2通以上の入札
- ⑤ 他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札
- ⑥ 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札
- ⑦ 郵便によりした入札
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(4) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

(5) 落札

徳島県契約事務規則第18条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。入札者が立ち会わないときは、この入札に関係のない職員を立ち会わせて行う。

第6 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

所在地 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

所属名 徳島県生活環境部 サステナブル社会推進課 脱炭素推進担当

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

第7 その他

(1) 入札の参加について

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できないものとする。

(2) 提出書類について

入札参加者及びその代理人が、提出する書類については、別紙「提出書類一覧表」のとおりである。

(3) その他

- ① 条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び入札書の作成並びに提出に要する費用は提出者の負担とする。
- ② 条件付一般競争入札参加資格確認申請書に虚偽の記載をした場合は、提出された条件付一般競争入札参加資格確認申請書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- ③ 提出された条件付一般競争入札参加資格確認申請書は返却しない。
- ④ 条件付一般競争入札参加資格確認申請書の受領後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、県が要求した場合は、この限りでない。

第8 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあってはその旨了解の上入札すること。